

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月17日
照会部署名 津年金事務所厚年適用調査課
照会担当者 (課長) 東郷 和彦
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 杉本

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-054

本部受付番号 No. 2010-1255

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

時間給制の被保険者の勤務時間の変更と随時改定について

(内容)

時間給制の被保険者で、労働契約の内容が、これまで1日8時間勤務であったものが、契約が変更され1日7.5時間勤務となりました。ただし、時間給の単価に変更はありません。

この場合において、契約上の勤務時間が8時間から7.5時間に変更となつたことを契機に、随時改定を行う余地があるでしょうか。

<対応案>

時間給制の被保険者の報酬は、時間給の単価に勤務時間をして計算されることから、時間給の単価に変更がなくとも、勤務時間に変更があれば、やはり固定的な賃金の変動ととらえることができ、随時改定もありうるを考えます。

同様に、日給制の被保険者において、契約上の勤務日数が、22日から18日に変更があったような場合も同様と考えます。

なお、この事例の事業所は、健康保険組合に加入している事業所であり、健康保険組合では、厚労省（地方厚生局）に照会し、随時改定に該当しないとの回答を得ているとのことでした。

(ブロック本部回答)

ご照会の事例については、労働契約の内容が変更され、賃金体系が時間給制の者の場合においても、一日の労働時間の増減が賃金体系変動と同様に固定的賃金の変動に当たるものとして運用されてきたところである。

しかしながら、厚生労働省（地方厚生局）の回答が相違したことについて、条文、関係法令、諸通知等を再確認したところ具体的な取扱いが示されていなかったため、本部へ照会すべきものと思料します。

〈参考〉

健保法第43条、厚年法第23条、昭36.1.26 保発第4号

回答日 平成22年12月20日

回答部署名 中部ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター

(厚生年金適用支援グループ長) 栗本 孝広

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

瀬上

(本部回答)

本事例については、労働契約にある一日の労働時間が変更になれば、直結して賃金の固定的部分に影響を与えるところであり、固定的賃金の変動があったものとして取り扱うことが妥当である。

なお、当該取り扱いについては、厚生労働省保険局保険課に確認済であることを申し添えます。

回答日 平成23年1月28日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 高橋 勝

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東